

消費税改正に伴う各種届出書の提出

平成15年度の税制改正により、消費税の納税義務と、簡易課税制度の適用要件である基準期間の課税売上高の上限が以下の通り変更されました。

		改正前	改正後
基準期間の	消費税の納税義務	3,000万円超	1,000万円超
課税売上高	簡易課税の適用要件	2億円以下	5,000万円以下

法人については平成16年4月1日以後開始事業年度から適用され、個人については平成17年1月から適用されます。

「簡易課税制度」とは：

納付税額を、事業の種類ごとに定められた「みなし仕入率」を、課税期間における課税売上に係る消費税額に乗じたものを課税期間における課税仕入等に係る消費税額とみなして計算する方法です

これらの改正により、の要件を満たす者は、税務署へ「消費税課税業者届出書」(自分が消費税の課税業者に該当することとなった旨を届け出る書類)の提出が必要になります。

この届出書は、税務署から確定申告時に消費税申告書と同時に送られてくると思われますが、気がついた段階で早めに提出することをおすすめいたします。

また、の要件を満たす者で簡易課税制度の適用を選択するものは、税務署へ「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要になります。

この届出書は、平成16年4月1日以後開始事業年度から課税事業者となる者は、経過措置として最初の課税期間については、その課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます(原則は、選択する課税期間の初日の前日までに提出)。

なお、簡易課税制度は、一度選択すると、2年間は無効にならないので、慎重に判断する必要があります。

- | |
|--|
| (1)以前簡易課税制度の適用を受けていた法人又は個人が |
| (2)課税売上高が5,000万円を超え又は1,000万円以下となって簡易課税制度の適用要件からはずれ |
| (3)その後また簡易課税制度の適用要件に該当することとなった |

このような場合に、簡易課税制度の適用を受けようとするときは、新たに「簡易課税制度選択届出書」の提出は必要ありません。簡易課税選択の権利は「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しない限り消えないからです。

輸出や設備投資等を行った場合で、課税仕入が課税売上を上回るとき。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| (1)本則課税 | その上回る部分に係る消費税については還付を受けることができる。 |
| (2)簡易課税 | " 還付が受けられない。 |

還付を受けるために、簡易課税制度の選択を取り消して本則課税を行う場合には、前述の「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

この届出書は、その適用を受けたい課税期間の初日の前日までに提出しなければなりません。そのため、事前に来期の事業計画から還付になりそうか否かを正確に把握しておく必要があります。